

特別定額給付金の申請はお済みですか

給付対象者1人につき10万円が給付される特別定額給付金の申請を受け付けています。お済みでない方は、早めの申請をお願いします。【市からのお願い】ご近所やお知り合いに、一人暮らしの高齢者、障害者、外国人の方がいらっしゃいましたら、特別定額給付金の申告漏れがないか、お声がけにご協力をお願いします。



詳しくはこちら(市ホームページ)

申請締め切り

郵送・オンライン
いずれも

8月31日(月)

お問い合わせ先

清瀬市特別定額給付金コールセンター

☎0120-917570

フリーダイヤル

▶土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

令和2年度
会計年度任用職員(専門職)を募集

区分	受験資格	人数
学童クラブ指導員	保育士の資格または教員免許を有する方、もしくは2年以上児童福祉事業に従事(常勤職員に準じた職務)した経験のある方	若干名
保育士	保育士の資格を有する方	

※地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用してきた臨時・非常勤(一部除く)職員が、令和2年度から「会計年度任用職員制度」として名称・制度が変更されました。詳しくは、募集要項をご確認ください。

【募集要項】8月3日(月)～12日(水)の平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可) 申問いずれの区分も8月3日から12日までの平日午前8時30分～午後5時に所定の用紙に必要事項を記入し、資格を証明するものの写しを添えて直接窓口または郵送(8月12日必着)で職員課職員係 ☎042-497-1843へ



詳しくはこちら

清瀬市コミュニティプラザひまわり
月単位使用施設の使用団体募集

清瀬市コミュニティプラザでは、施設の長期利用を予定している団体を募集します。

【応募者の資格】次に掲げる事業などの推進を目的に活動する非営利団体。①児童、高齢者、心身障害者福祉の増進その他の地域福祉活動に関すること②市民文化、芸術の創造その他の文化活動に関すること③市民スポーツ、レクリエーション等のスポーツ活動に関すること。【対象施設】清瀬市コミュニティプラザひまわり(6部屋・面積35.78～107.33平方㍍)

【利用期間】令和2年11月1日(日)以降(1年以内で申請、最大5年まで更新可能)。期間中は月額使用料(1平方㍍あたり590円で審査会後に決定)及び光熱水費の支払いが必要。施設によって利用期間が異なります。詳しくは市ホームページからご確認ください。

【応募方法】月単位使用申請書を提出(事業計画書・予算書・事業報告書・決算書を添付)

【今後の予定】(1)申請書の配布＝令和2年8月3日(月)から14日(金)まで(2)申請書の提出＝令和2年8月25日(火)午後4時まで(3)審査員によるヒアリング＝令和2年10月上旬(予定)(4)結果通知＝令和2年10月下旬(予定) 申問 ☎204-0021 東京都清瀬市元町1-2-11 生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-495-7001(平日午前8時30分～午後5時)へ



障害のある方などの各種手当一覧

制度	対象者	給付の内容など
特別児童扶養手当(国制度)	次のいずれかの障害程度の20歳未満の児童を扶養する父母または養育者。①身体障害者手帳1～4級の一部②愛の手帳1～3度程度③①、②と同程度の疾病もしくは、身体または精神に障害のある方	月額52,500円または34,970円(等級による)
特別障害者手当(国制度)	①20歳以上の日常生活で常時特別な介護を必要とする程度の障害のある方②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度で重複障害の方③①、②と同程度の疾病、精神障害があり1人で日常生活ができない状態の方	月額27,350円
障害児福祉手当(国制度)	①20歳未満の日常生活で常時介護を必要とする程度の児童②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度③①、②と同程度の疾病、精神障害のある児童	月額14,880円
心身障害者福祉手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～3度③脳性麻痺④進行性筋萎縮(いしゅく)症	月額15,500円(併給なし)
重度心身障害者手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある64歳以下の方(東京都の認定が必要)。①最重度の知的障害で常時特別な介護が必要な方②重度の知的障害と身体障害を重複の方③重度の肢体不自由で両上肢、両下肢の機能が失われ常時特別な介護が必要な方	月額60,000円
心身障害者手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,000円(併給なし)
心身障害児福祉手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳未満の児童を扶養する父母など。①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,500円
タクシー利用料助成(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～2度	半年で19,800円を上限
心身障害者(児)自動車ガソリン費補助(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。①身体障害者手帳6級以上②愛の手帳4度以上	月額1万円あたり54円(上限は等級により30万円または50万円)
難病患者支援金(市制度)	市が定める特殊疾病に罹患して、かつ東京都発行の特殊疾病医療券(法制番号54,82,83)をお持ちの方	月額4,500円(併給なし)
交通遺児等支援金	18歳未満の児童のいる世帯で、生計を維持していた父、母、児童を扶養していた方が交通事故により死亡または障害者となった場合	月額4,500円
◆児童扶養手当(国制度)	18歳到達の年度末までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障害がある児童を養育し、次の要件に該当している方。①父子・母子・養育者家庭など②父または母が重度の障害である場合	月額1人の場合43,160円～10,180円(所得額による)
◆児童育成手当(都制度)	18歳到達の年度末までの児童を養育し、次の要件に該当している方。①父子・母子・養育者家庭など②父または母が重度の障害である場合	月額1人13,500円
◆児童育成手当・障害手当(都制度)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性麻痺④進行性筋萎縮(いしゅく)症	月額1人15,500円

※いずれも所得制限などがあります。また、金額が変更になる場合や、異なる手当・助成を併給できないものがあります。詳しくは、◆が付いた手当は子育て支援課助成係 ☎042-497-2088、その他は障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072へお問い合わせください。

耐震相談会

建築士が個別に木造住宅の耐震に関する相談に無料で応じます。

対 市内に建築物を所有している方 日 8月21日(金)午後1時～4時

場 生涯学習センター 申問 8月3日～14日に直接窓口または電話で

まちづくり課まちづくり係 ☎042-497-2093へ

※受け付け後に予約受付票を交付しますので、当日必ずご持参ください。

木造住宅耐震診断・耐震改修等助成制度

市では、市内の一定の条件を満たす木造住宅の耐震診断や耐震改修・耐震シェルターなどの設置工事に要した費用の一部を助成しています。

助成には事前相談が必要です。必ずまちづくり課にご相談ください。

①木造住宅耐震診断助成制度

予想される大地震に対して、必要な耐震性能を有しているかどうか判断するための調査で、診断に要する費用の一部を助成します。

対 下記の対象住宅を所有し、所有権が共有とされた住宅の場合は、共有者全員によって合意された代表者【対象住宅】昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、延床面積の2分の1以上を居住用にしている住宅【助成額】診断費用(税抜き)の3分の2以内で上限

10万円

※耐震診断を行う機関は、市が指定する機関に限ります。

②木造住宅耐震改修等助成制度

対 ①と同様の対象者で市税を滞納していない方。助成対象住宅が借地の場合は、所有者に当該工事の承諾が得られる方

【対象住宅】①の制度を利用して耐震診断助成の交付対象となった住宅で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅

【助成額】耐震改修工事＝工事費用の3分の1以内で上限30万円、耐震シェルター等設置工事＝工事費用の10分の9以内で上限30万円(いずれも税抜き) 問 まちづくり課まちづくり係 ☎042-497-2093

※条件など詳しくは上記へお問い合わせください。